

令和3年1月12日

保護者の皆様

港区立御成門小学校

校長 和田 京子

緊急事態宣言下における本校の教育活動について

国の緊急事態宣言の発令を受けて、1月8日（金）に港区教育委員会より「緊急事態宣言下における教育活動」についての方針が示されました。その方針に基づいて、本校での感染防止対策の取組と教育活動についてお知らせいたします。

感染防止対策につきましては、これまでも学校で取り組んでいることや、ご家庭でご協力をいただいている内容となりますが、緊急事態宣言下であることを踏まえて、学校と家庭とで改めて共通理解を図り、徹底して取り組んでまいりたいと思います。また、教育活動につきましては、2学期末にお知らせいたしました取組内容をやむを得ず変更させていただいたものもございます。

保護者の皆様にはご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、港区教育委員会より示された方針「緊急事態宣言下における教育活動について」は、本校ホームページ「緊急連絡」にも載せましたので併せてご確認ください。

1 基本的な感染予防対策のより一層の徹底

ご家庭にお願いしたいこと

- (1) 引き続き、毎朝夜、検温と風邪の症状の確認をして「健康観察表」への記入をお願いします。健康状態に問題がない場合、押印をして登校させてください。必ずマスクを着用し、「健康観察表」を忘れずに持たせて登校させてください。（学校での対応「登校時の健康観察」参照）
- (2) 発熱、または咳やくしゃみ等の風邪の症状がある場合は、自宅休養をしてください。子供本人に症状がなくても、家族や同居の方に何らかの症状がある場合は、自宅休養をしてください。この場合は、欠席扱いにはなりません。
- (3) 毎日、清潔な手拭きタオル、またはハンカチ、ティッシュ、マスクを置いたり入れたりする際のビニル袋や布等を持たせてください。
- (4) ご家庭においても基本的な感染症対策の一層の徹底をお願いいたします。
 - ・ 3密（密集、密接、密閉）を回避する。
 - ・ 正しい手洗いと咳エチケットを徹底する。
 - ・ 十分な換気を行う。
 - ・ 20時以降の不要不急の外出を回避する。
 - ・ 不要不急の都県境をまたぐ移動を自粛する。
 - ・ 家族や同居の方も含め会食などの参加を控える。

(5) 子供本人及び家族や同居の方が、次のような場合は速やかに学校への連絡をお願いいたします。夜間、休日の場合は緊急連絡先にご連絡をください。

- ・PCR 検査を受けた場合
- ・濃厚接触者となった場合
- ・感染が判明した場合

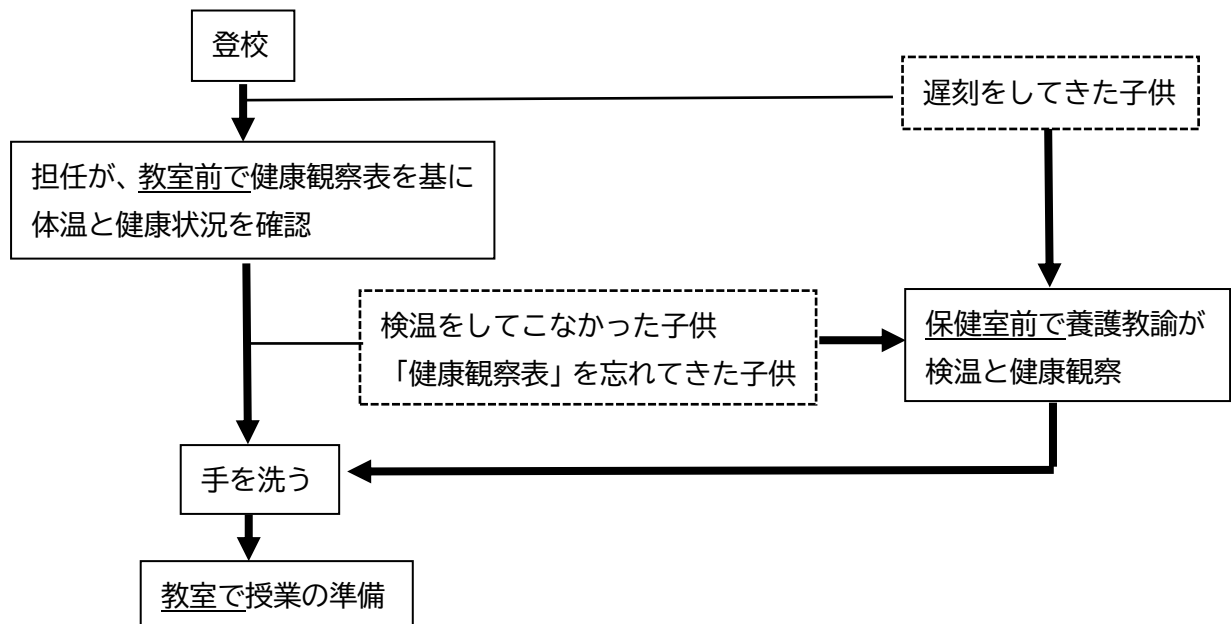
通常連絡先（学校電話）	03-3431-2766
-------------	--------------

緊急連絡先（学校携帯）	080-5381-5400
-------------	---------------

学校での対応

(1) 登校後、教室に入る前に健康観察を行います。次の図のように行っています。感染を教室に持ち込まないための対応です。また、検温をしてこなかった子供や「健康観察表」を忘れてきた子供は、保健室前で検温と健康観察を行うため授業の準備が遅れます。検温と健康観察表を忘れないようにご協力ください。

[登校時の健康観察]



(2) 登校後、発熱、または咳やくしゃみ等の風邪の症状がみられ、体調が思わしくない場合は、保健室とは別室で看護し、保護者の方に迎えに来ていただきます。

(3) 教室の換気については、基本的には教室の前と後ろの窓を少し開けたままにしたり、授業の合間に窓を全開にしたりすることの徹底を継続します。換気システムは常時作動させておきます。

※エアコンで教室内の温度を調節しますが、常に外気が入るために室温は低めとなります。寒いときには、ジャンパーやコート類を着てもよいこととしています。風邪をひかないように、気温が低い日の服装にご注意ください。

(4) 教室等における密集を回避します。

(5) 子供には、折りに付け「3密の回避」「正しい手洗い」「マスクの着用」について確認を行い、子供自ら感染予防対策を実践できるようにします。

1月に、全学級で正しい手の洗い方について実習を通して確認します。どこが洗えていないか自分の目で確かめることのできるキットを使って、正しい手の洗い方を確認します。

4 学習指導について

(1) 緊急事態宣言が発令されている期間中は、次の学習活動は行いません。

- ・音楽における歌唱の活動やリコーダー、鍵盤ハーモニカを用いた活動
- ・国際科における歌唱を伴う活動や密接になるゲーム
- ・体育における身体接触を伴う活動
(バスケットボールやサッカーなどの球技におけるゲームなど)
(縄跳びについては、個人で行う活動は実施しますが、大縄を使った活動は控えます。)
- ・家庭科における調理実習は計画をしていません。

(2) 緊急事態宣言が発令されている期間中は、次の活動は時間を限定して短時間で行います。

- ・グループやペアによる話し合いや教え合い
- ・対面で操作する活動、顔を寄せ合って行う実験や観察及び実習など

(3) 緊急事態宣言が発令されている期間中は、予定していた外部の講師やゲストティーチャーを招いて行う授業を取り止めます。延期をして状況に応じて行う予定です。

(4) 共有の教材や教具等を使用するときには、触れる前後の手洗いを引き続き徹底します。

(5) 子供同士の物の貸し借りを避けるために、引き続き忘れ物のないようにご協力ください。

5 昼食や休み時間について

(1) 給食指導については、次のことを引き続き徹底します。

- ・給食の前後の手洗い
- ・喫食の際、マスクは「いただきます」のあいさつで外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。また、「ごちそうさま」の前に全員がマスクを着用する。
- ・喫食等マスクを外している時は、会話はしない。
- ・給食当番の子供には、担任が事前にチェック表を用いて衛生チェックを行う。
- ・配膳時の手袋を必ず着用する。
- ・量の調整は、緊急事態宣言が発令されている期間は配膳後にはしない。配膳前の申告によって行う。
- ・「ごちそうさま」のあいさつ後、喫食はしない。給食の下膳は本人が行う。

(2) 休み時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしないよう指導します。

6 今後の教育活動 ―お知らせ―

(1) 書き初め会及び書き初め展

- ① 書き初め会は予定通り行います。
- ② 書き初め展については変更させていただきます。2学期末には作品をオンラインで公開する予定の旨をお知らせいたしました。しかし、緊急事態宣言を受けて全校の子供の作品が揃わない状況が予想されます。

そこで、作品の公開に代えて、学年ごとに書き初め会の様子を写真に撮り、学校ホームページ上で配信いたします。ご理解いただきますようお願いいたします。

(2) 道徳授業地区公開講座

- ① 2学期末にお知らせしました通り、授業公開はいたしません。書面「道徳だより」で授業報告をいたします。「道徳だより」は、1月20日（水）に配布いたします。
- ② 第6学年は、弁護士を講師に招いて「命の大切さからいじめを考える」授業を計画していましたが、その授業は2月中旬以降に延期します。そこで、今回は、他学年と同様に「主として人とのかかわりに関すること」をテーマに授業を行って「道徳だより」で報告いたします。

(3) マラソン

全校で取り組むマラソンは中止いたします。体育における持久走についても、緊急事態宣言が発令されている期間には行いません。今後、マラソンに代わる持久力を高める運動を計画して行う予定です。改めてお知らせいたします。ご理解いただきますようお願いいたします。

(4) その他の取組について

- ① 縦割り班遊びと児童集会については、緊急事態宣言が発令されている期間には行いません。その後については、感染状況を踏まえて検討いたします。
- ② 6年生を送る会、学年末保護者会は、2月下旬から3月上旬に感染防止対策を行った上で実施をする予定です。感染状況を踏まえて改めてお知らせいたします。

7 その他のお知らせ

- (1) 感染症予防のために保護者の方がお子さんを登校させない場合は、欠席扱いとはいたしません。しばらく登校を控えることをお考えのご家庭は、その旨を担任までお知らせください。

5日以上連続して欠席する場合は、1週間前に届け出を行っていただくと給食費を返金いたします。

- (2) 教育アンケート（学校評価）へのご協力をお願いいたします。今年度よりWeb回答となります。回答期間は、1月16日（土）～1月25日（月）となります。

- (3) 教職員等につきましても、基本的な感染予防対策及び家庭における感染予防対策を徹底して行い健康管理に努めます。